

書 換 え 交 付

仙台市（H30健保安）指令第 5号

許可番号 第M11433号

高度管理医療機器等 販売業許可証
貸与業

氏 名 丸木医科器械株式会社
(法人にあつては、名称)

営業所の名称 丸木医科器械株式会社 本社

営業所の所在地 仙台市太白区西中田三丁目20-7

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条
第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であることを
証明する。

平成30年 4月 4日

仙台市保健所長



平成26年 5月28日 から

有効期間

平成32年 5月27日 まで

許可番号 04BS005075



医療機器修理業許可証

氏名又は名称 丸木医科器械株式会社

事業所の名称 丸木医科器械株式会社

事業所の所在地 宮城県仙台市太白区西中田3-20-7

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

平成27年12月21日

宮城県知事

村井 嘉浩



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連

有効期間 平成28年1月4日 から

平成33年1月3日 まで